

名取市告示第145号

公 示 送 達 書

下記の書類は、地方税法第20条の2第1項の規定により、公示送達します。
なお、同法第20条の2第2項の規定により、送達する書類は名取市役所総務部税務課に保管
してありますので、来庁のうえ受領してください。

令和8年9月3日

名取市長 山田 司郎



送達する書類の名称	送達を受けるべき者の氏名・名称・事業所名等	備 考
差押調書（謄本）	渡邊 信好	

（注意）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過した
ときに書類の送達があったものとみなされます。